

ぐんま版消費者教育教材 (特別支援学校高等部向け)

13 被害にあわないための ポイント

群馬県 生活こども部 消費生活課

令和5年2月作成

しょうひしゃ
消費者トラブルにあわないために

- かん たん はなし
・簡単にもうかる話はありません!
- かね はなし で ちゅうい
・お金の話が出たら、注意しよう!
- ことわ ゆう き も
・きっぱり断る勇気を持とう!
- そうだん は
・相談することは恥ずかしいことではありません。
しん らい ひと そう だん
せん。信頼できる人に相談しよう!

しょうこ のこ かた
証拠の残し方

けい やく しょ わた かみ もの す
• 契約書や渡された紙や物は捨てないで
と
取っておく

じ ぎょう しゃ かん ゆう ひと
• 事業者や勧誘した人とのやりとり(メールや
えすえぬえす け
SNSなど)は消さない

つうはん ちゅうもん がめん こうこく がめん
• インターネット通販の注文画面や広告画面を
さつ えい と
スクリーンショットなどで撮影して取っておく

ことわ ゆうき も
きっぱり断る勇気を持つとう!

いま いそが かね
「いいです」、「今忙しい」、「お金が
な
無いから」など、あいまいな断り方は
ダメ。

えん りよ
遠慮せずに、はっきり、きっぱりと
ことわ
断りましょう。

こえ だ ことわ
声に出して、断ってみよう！

おことわりします！

いりません！



ことわ かた れん しゅう

断り方の練習をしてみましよう



お断りします

しょうほう かんゆう ことわ
マルチ商法の勧誘をきっぱり断ってみよう!



いいバイト
があるんだ
けど。

これから

いっしょ

一緒に

せつめいかい

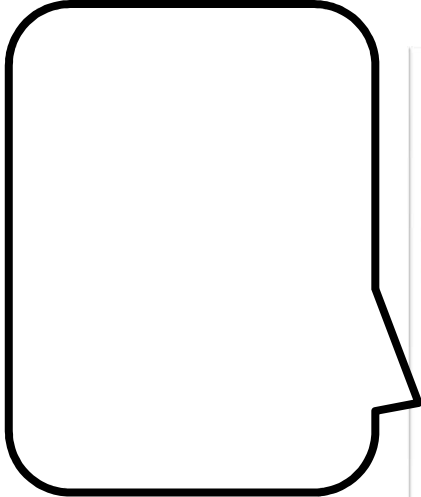
説明会に

い

行かない?

ことわ ことば
断りの言葉を
かんが
考えましょう

しょうほう かんゆう ことわ
マルチ商法の勧誘をきっぱり断ってみよう!

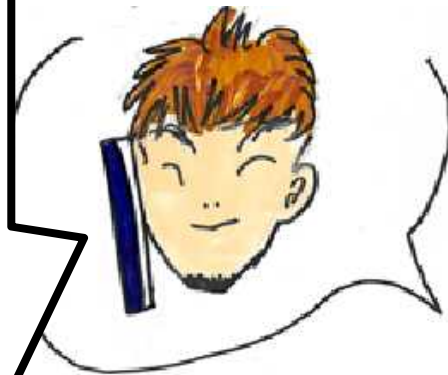


ゆーえすびー
このUSB
ともだち
を友達
う
に売ると
もう
もっと儲
かるよ!

ことわ ことば
断りの言葉を
かんが
考えましょう

しょうほう かんゆう ことわ
アポイント商法の勧誘を断ってみよう!

こんど いっしょに
今度一緒に
はん た
ご飯食べに
い
行こうよ。



ことわ ことば
断りの言葉を
かんが
考えましょう

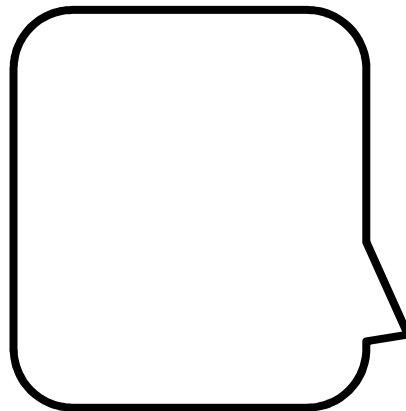
しょうほう かんゆう ことわ
アポイント商法の勧誘を断ってみよう!



ぶん はら
ぼくの分も払っておいてくれる？
かなら かえ
あとで必ず返すから。



ことわ ことば
断りの言葉を
かんが
考えましょう





かえ
あとで返すから
ジュースおごって～



ことわ ことば
断りの言葉を
かんが
考えましょう



かんが

考えてみましょう

とき

あなたならこんな時、どうしますか？



しょうほう ひ がい
アポイントメント商法の被害にあったら、
だれ そうだん
誰に相談しますか？

どうしよう
かね はら
お金払えないよ！

だれ そうだん
誰に相談しよう！



スマートフォンでこんな画面が出た、どうする？

特別価格 0 円

(送料500円) で
スッキリボディ?!
お得な定期コースで
はじめてみる

- ①毎月お届けするお得な定期コースです。
- ②ご継続は、4回のお受け取りがお約束となります。
- ③5回目以降は次回出荷日の5日前にお電話にて解約することが出来ます。
- ④初回のみ実質無料、送料500円(税抜)でお届けいたします。
- ⑤2回目以降は、20%OFF4,000円(税抜) + 送料無料でお届けいたします。
- ⑥さらに5回目以降は、25%OFFの3,750円(税抜) + 送料620円(税抜)でお届けいたします。
- ⑦4回お受け取りで、合計12,500円(税抜)のお支払いになります。
- ⑧5回目以降の送料はすべて620円(税抜)です。
- ⑨お客様のご注文に応じて製造しておりますので、ご注文後のキャンセルはお受けしていません。

【解説】

13 被害にあわないためのポイント

①2頁 「『うまい話』はありません！」

「簡単に稼げる」「必ず儲かる」「今だけのお得な情報」「あなただけに特別に教える」「安くなる」などの「うまい話」を強調した勧誘や、「コンプレックスが簡単に解消できる」と思わせるような広告等から消費者トラブルに巻き込まれる例が多くなっています。

特に、「簡単に稼げる」という話はマルチ商法の勧誘であったり、特殊詐欺などの犯罪行為に引き入れるための誘いであることが多く、実際に出し子や受け子、口座売買などに繋がる例もあります。「簡単に稼げる」という話から、被害者になるだけでなく加害者になる可能性もあることを知ってほしいと思います。

②3頁 「証拠の残し方」

一般的に契約は契約書面に書いていることに従うことになります。契約書類、約款、説明資料等の書類は、いつでも確認できるように保管しましょう。

SNSをきっかけに消費者トラブルに遭う事例も増加しています。SNSのやりとりを消してしまうと証拠がないとの相談事例もありますので、トラブルに遭ったら絶対に、SNSのやりとりを消さないこと。

定期購入などの広告画面は注文時と後でHPで確認する画面が違うこともあるので、広告の画面や注文確定の画面などはスクリーンショットで証拠を残しましょう。

③4～12頁 「断り方の練習」

勧誘されたり、何かを頼まれたりしたときに『断る』経験をしたことが無いと、どう対応して良いか分からず、相手に言われるがままになってしまう心配があります。断る練習をすることで、消費者トラブルの未然防止を期待しています。

④13頁 「こんな時どうしますか？」

消費者トラブルに遭ったとき、遭いそうになったとき、普段から誰かに相談や話をしていれば、被害の未然防止や、被害の早期解決に繋がる可能性があります。普段から困ったときに、誰に相談するかを決めておくことも必要です。